

令和4年度 第7回 政策決定会議 会議録①

-
- ◆開催日時：令和5年1月30日（月） 10：10～10：30
 - ◆開催場所：市長公室
 - ◆出席委員：市長、堤副市長、戎井副市長、大下教育長
 - ◆説明者：松下まちづくり推進部長、松下住宅政策課長、植田住宅政策担当主幹、堀川主任
-

◆審議事項

住まうビジョン・岸和田の策定及びパブリックコメントの実施について

・・・・・・・・住宅政策課⇒承認

◆審議概要

◎説明者から、案件及び政策調整会議における議論の内容を説明し、政策調整会議にて、本件原案のとおり承認された旨、報告。

◎報告後、質疑応答

〈堤副市長〉長期の計画であるため、「将来ビジョン・岸和田」「都市計画マスタープラン」と連携しながら具体策を実現して行ってほしい。

本市の高齢化率は大阪府や国よりも高いため、住宅のリフォームやリノベーションにより、高齢化に対応した住宅づくりの啓発が大きな課題。

また、空き家対策とカーボンニュートラルの推進を重点施策として位置付けているが、特に空き家については課題が大きく、耐震性のない昭和56年の建築基準法改正以前の建物が8割を占めており、自然災害による倒壊で、通行人や周辺への被害拡大が懸念されるため、対策を積極的に推進していくこと。カーボンニュートラルについては、国の財源を活用し、その範囲でしっかり進めていくこと。

優良な住宅は“幸せ”を感じる原点で、人が生きていく上で極めて重要なもの。優良な住宅建設、環境づくりを、まちづくり推進部全体で力を入れて進めてほしい。とりわけインフラに係る公共の役割は非常に大きいため、インフラ整備と住宅の良質化をセットにして充分に考え、対応してほしい。

〈戎井副市長〉公園や道路も併せて整備しなければ、景観も含め良好な住宅環境、きれいなまちづくりはできない。施策1-3「美しい住宅景観の形成」に「住宅地における」と記載があるが、住宅地とは道路や公園も入る概念だと理解してよいか。

〈住宅政策担当主幹〉周辺環境ということで、その理解でよい。

〈戎井副市長〉子育て世代は子どもを遊ばせる場所を気にしており、公園や道路などの見晴らしがよく、安全が確保されていることも重視される。公園など高い生垣に囲まれていることが多く、目が行き届かず治安の悪化につながるため、開放感のある公園づくりを進められたい。

〈教育長〉基本的には、住まい・住環境づくりに向けた住宅政策の方針ということで、特定の地域に関わらず市域全体を見たときの住宅政策について記載があるが、それぞれの地域

は自分たちの住む地域がベストであることを願っており、すべてのものが充実していることを望んでいるが、必ずしもそれが全市的に見て良いとは限らない。住宅政策は建物や市街地形成といったハードだけでなく、景観や文化といったソフト面もある。住宅政策の基本方針ではあるが、総合計画のもとで全庁的にそれぞれの地域の特性を踏まえて事業を推進していく必要があるため、教育委員会とも協力し進めてほしい。

〈市長〉 今後空き家対策やゼロカーボンの推進に力を入れていく必要があるが、国・府・市がしっかり連動し、施策を動かすこと、市民や企業と協働していくことがこれからの住宅政策では重要になる。どちらも全国的な課題であるが、その中でも岸和田市はうまく進めていけるようお願いしたい。

〈総合政策部長〉 本案件について、原案のとおり承認してよろしいか。

【異議なし】

⇒本件を原案のとおり承認する。

政策調整会議付議依頼書

依頼者名 まちづくり推進部長

下記事項について、効果的かつ効率的な市政運営実施のための会議の設置に関する規程第 14 条の規定に基づき、下記のとおり付議を依頼します。

記

付議事項名	住まうビジョン・岸和田の策定及びパブリックコメントの実施について
付議の目的 (ポイントを絞り込んで、簡潔に記載すること。)	第 3 次岸和田市住宅マスタープラン(住生活基本計画)(平成 23 年度～令和 4 年度)では、「みんなが安心して安全な生活ができ、活力と豊かで潤いのある住まい・まちづくり」を基本理念としてまちづくり施策を推進してきました。 現行計画が令和 4 年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的かつ効果的に取組みを進めるため、次期住宅マスタープランを策定しようとするものです。 また、策定に当たり、パブリックコメントを実施しようとするものです。 住まうビジョン・岸和田(案)及びパブリックコメントの実施についてご審議をお願いします。
説明者	松下 住宅政策課長 植田 政策担当主幹 堀川 主任
付議事項の概要	様式別紙に記載(必ず別紙様式をご提出ください。)

付議会議	令和4年度 第7回会議
付議事項	住まうビジョン・岸和田の策定及びパブリックコメントの実施について

★取組の目的

対象	市民、各種団体、行政 等
どのような状態を目指す	住まうビジョン・岸和田は、「誰もが安心して、幸せを感じながら暮らし続けられる住まいの実現」を基本理念に掲げ、本市の住宅を取り巻く多様なニーズに対応するため、今後の住宅政策の方針を示す。

★総合計画上の位置付け

202010201	基本目標	II-2 適正で、分かりやすい行財政運営をする
↑ここにコードを入力 (コードは「総計体系」を参照)	達成された姿	(1)行政の責務が果たされていることを市民が実感できている
	目指す成果	②明確な目標設定と評価により行政運営が行われている
	行政の役割	ア 目標の達成に向けて、計画的な施策の推進と適正な進行管理に努める

★現状と課題

住生活基本法には市町村において基本的な計画を定めることは努力義務とされているが、各市の状況、各市の問題等の地域課題を解決するための地域に合ったきめ細やかな対応をするためには、市町村による住生活基本計画の策定が推奨されている。本市では、第3次岸和田市住宅マスタープランが平成24年に策定されてから、社会経済動向や本市の状況も大きく変化していることから、計画を改定する必要がある。現行計画で設定していた施策に加え、空き家対策や脱炭素社会に向けた住宅ストックの形成等、社会経済動向も踏まえた施策を追加することとしている。

(単位:千円)

実施中の取組及び予定する事項	決算(見込額)		予算額	見込額				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
第4次岸和田市住宅マスタープラン(住生活基本計画)策定業務委託料			6,000					
第4次岸和田市住宅マスタープラン(住生活基本計画)印刷製本費			200					
財源内訳	国費		3,100					
	府費							
	起債							
	一般財源		3,100					
	その他							
事業費			計	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
			0	0	0	0	0	0

★当該事項に関連する人員増の必要性*

人員増の必要性	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
有					
	(無)				

★取組の効果を表す指標

指標名	単位	R2年度	R3年度	R4年度	目標値				
					R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
①									
②									

※事業費及び人員を確約するものではない。